

岩手県告示第 311 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成 20 年 4 月 11 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 路線名 283 号
- 2 供用開始の区間 花巻市東和町東晴山 3 区 273 番 1 地先から 271 番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 20 年 4 月 11 日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部
  - (2) 期間 平成 20 年 4 月 11 日から同年 5 月 11 日まで